

付表 1 関係書類一覧表

貯水槽水道設置届	様式-4
使用しない給水管に関する確約書	様式-5
水量不足に関する誓約書	様式-6
分岐立会い・竣工検査依頼書	様式-7
量水器の設置場所に関する確約書	様式-8
私設量水器に関する誓約書	様式-9
量水器筐課指定外品設置届	様式-10
給水装置使用材料報告書	様式-11
既設管再使用に関する覚書	様式-12
改善指示書	様式-13
土地使用承諾について	様式-14
給水管の分岐使用承諾について	様式-15
メーター用片落管の使用に関する誓約書	様式-16

(様式-4)

年 月 日

(あて先)  
土岐市水道事業  
土岐市長 加藤 靖也

給水装置工事申込者 (自署)

住 所

氏 名

印

### 貯水槽水道設置届

貯水槽水道の設置について、次のとおり届け出ます。

所在地	土岐市					
	施設名 (アパート名等)		階	戸		
設置者	住所					
	氏名					
	電話番号					
管理者	住所					
	氏名					
	電話番号					
建物の用途	共同住宅	事務所	店舗	学校	工場	ホテル等
	娯楽施設	官公庁	その他	( )		
貯水槽水道の設置場所	受水槽	屋内	屋外			
	高置水槽	屋内	屋外	屋上		
貯水槽水道の有効容量	受水槽		m <sup>3</sup>	受水槽の材質		
	高置水槽		m <sup>3</sup>	高置水槽の材質		
施工業者名	住所					
	会社名					
	電話番号					

※ 建物の用途及び貯水槽の設置場所の欄は、該当するものに○を付ける。

(様式-5)

年 月 日

(あて先)  
土岐市水道事業  
土岐市長 加藤 靖也

給水装置工事申込者 (自署)

住 所

氏 名

印

### 使用しない給水管に関する確約書

水道番号  
設置場所

上記の給水装置については、水道課の基準によれば給水を申込んだ敷地内に使用しない給水管がある場合は水道課の指定する方法で配水管又は支管より切り離し、分岐部を閉栓しなければならないところですが、当方の都合により当敷地内で閉栓します。

将来、この給水装置において漏水等が発生した場合は、当方の責任において、速やかに修繕します。

(様式-6)

年 月 日

(あて先)  
土岐市水道事業  
土岐市長 加藤 靖也

給水装置工事申込者 (自署)

住 所

氏 名

印

## 誓約書 (水量不足)

水道番号  
設置場所

上記の給水装置については、給水装置工事設計施工基準による水理計算では、  
{ 量水器 ・ 給水管 }の口径を増大しなければならないところですが、当方の都合  
により一部既設管を使用し、給水原簿表示の口径のものを使用します。

将来、この給水装置において口径を原因とする給水能力が不足したり、その他の支障  
が生じたりすることがあっても水道課に対して異議を申し立てません。

(様式-7)

年 月 日

(あて先)  
水道課

給水装置工事申込者

水道工事指定店

〔 分岐立会い  
工事検査 〕 依頼書

受付番号

水道番号

設置場所

上記の件を 月 日 ( ) 時頃に依頼します。

※該当項目をチェックする

- 下水同時検査  
 量水器取付け

注意事項

- ・ 本様式を使用しない依頼は受理しない。
- ・ 量水器を取付ける場合は、分担金の領収書のコピーを給水原簿に添付して水道課に依頼すること。なお、量水器の出庫は取付け予定日の5日前（土日祝を除く）より可能とする。
- ・ 工事検査を行う場合はあらかじめ水道課に竣工給水原簿に工事写真を添付して提出しておくこと。
- ・ 本依頼書の提出は FAX でも可とするが、必ず水道課に確認の電話（水道課 管理係 0572-54-1111（内線125））をすること。
- ・ 下水同時検査の場合は下水道課より検査期日の連絡を行う。

(様式-8)

年 月 日

(あて先)  
土岐市水道事業  
土岐市長 加藤 靖也

給水装置工事申込者 (自署)

住 所

氏 名

㊟

### 量水器の設置場所に関する確約書

水道番号  
設置場所

上記の量水器については、水道課の基準によれば道路境界より概ね1 m以内の場所に設置しなければならないところですが、下記の理由により給水原簿表示の場所に設置します。

将来、この給水装置において漏水等が発生した場合は、当方の責任において、速やかに修繕します。

理由

(様式-9)

年 月 日

(あて先)  
土岐市水道事業  
土岐市長 加藤 靖也

給水装置工事申込者 (自署)

住 所

氏 名

印

### 誓約書 (私設量水器設置)

水道番号  
設置場所

上記給水装置の設置にあたって、当方の都合により、給水装置に私設の  
量水器                    mm                    個を取り付けます。

これは、特殊な形態ですから、下記事項を守ることを誓約します。

#### 記

1. 私設の量水器の管理は、給水装置工事申込者が責任をもって行うこと。
2. 給水装置の使用者やその他の関係者に土岐市給水条例、その他の関係規程に違反する行為があったときは、給水装置工事申込者が責任をもって水道課の指示どおり処置すること。

(様式-10)

年 月 日

(あて先)  
土岐市水道事業  
土岐市長 加藤 靖也

給水装置工事申込者

住 所

氏 名

印

## 量水器筐課指定外品設置届

水道番号  
設置場所

このたび、上記場所に給水装置を設置するにあたり、当方の都合により水道課の指定以外の量水器筐を設置したいので、必要書類を添えて申請します。

なお、設置にあたっては下記条件を守ります。

### 条 件

1. 量水器筐の課指定外品設置に伴う給水工事設計施工基準を守ること。
2. 量水器の検針、取替作業時の開閉に支障をきたさないこと。
3. 課指定外品の使用が原因で損傷が生じた場合、水道課に修復費等損害の請求はしないこと。なお、修復は速やかに実施すること。
4. 施工にあたり、水道課の指示に従うこと。





(様式-12)

年 月 日

(あて先)  
土岐市水道事業  
土岐市長 加藤 靖也

給水装置工事申込者 (自署)

住 所

氏 名

印

## 既設管再使用に関する覚書

水道番号  
設置場所

このたび、給水装置を設置するにあたり、本来布設替えをしますが、当方の都合により既設管を再使用したいので、下記条件を守るにより、承認をお願いします。

### 記

1. 将来、改造等が生じた場合は、水道法の定める基準に適合した材料を使用して布設替えをします。
2. 将来、水質・水量等に支障が生じた場合は、水道課に異議の申し立てをしません。
3. 漏水等が発生した場合は、当方の責任において、速やかに修繕します。

(様式-13)

様

土岐市 水道部 水道課  
水道課長

### 給水装置工事改善指示書

完成検査の結果、下記のとおり改善必要箇所がありますので、  
平成 年 月 日までに改善してください。

水道番号	
設置場所	
申請者名	
指定給水装置 工事事業者名	
検査担当者	

指示内容
------

(様式-14)

年 月 日

(あて先)  
土岐市水道事業  
土岐市長 加藤 靖也

給水装置工事申込者 (自署)

住 所

氏 名

印

### 土地 使用 承諾 について

給水装置設置のための私有地使用について下記のとおり土地所有者の承諾を得ましたので届けます。

なお、土地使用について紛争が生じたときは、私が責任を持って解決します。

#### 記

年 月 日

#### 承 諾 書

給水装置工事申込者 (自署)

住 所

氏 名

様

土地所有者 (自署)

住 所

氏 名

印

私の所有する土地について次のとおり承諾します。

- (1) 給水装置工事申込者が後記表示の土地を使用することを承諾します。ただし、使用目的は、給水装置の設置に限ります。
- (2) 修理、布設替えその他給水装置の維持管理に必要とする作業をさまたげません。

所 在

(様式-15)

年 月 日

(あて先)  
土岐市水道事業  
土岐市長 加藤 靖也

給水装置工事申込者 (自署)

住 所

氏 名

印

### 給水管の分岐使用承諾について

給水装置設置のための給水管の分岐使用について下記のとおり給水装置所有者の承諾を得ましたので届けます。

なお、給水管の分岐使用について紛争が生じたときは、私が責任を持って解決します。

### 記

年 月 日

### 承諾書

給水装置工事申込者 (自署)

住 所

氏 名

様

給水装置所有者 (自署)

住 所

氏 名

印

私の所有する給水装置について給水装置工事申込者が後記表示の給水管を使用することを承諾します。

所 在

管 種

口 径

(様式-16)

年 月 日

(あて先)  
土岐市水道事業  
土岐市長 加藤 靖也

給水装置工事申込者 (自署)

住 所

氏 名

印

### メーター用片落管の使用に関する誓約書

水道番号  
設置場所

上記の給水装置については、水道課の基準によれば、量水器の上流側に口径の5倍以上、下流側に3倍以上の直管部を設けなければならないところですが、当方の都合により、メーター用片落管を使用します。将来、この給水装置においてメーター用片落管の使用を原因とする量水器の過針および、その他の支障が生じた場合、当方の責任において速やかに対処するとともに、水道課に対して異議を申し立てません。